

令和 7 年第 1 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和 7 年 2 月 2 0 日 開会

令和 7 年 2 月 2 0 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号（2 月 1 3 日）

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○報道機関等の撮影許可	3
○広域連合長あいさつ	3
○議員の議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について	5
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1
○議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
○議決事件の条項、字句等の整理	2 8
○閉会	2 8
○会議録署名	2 9

令和7年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和7年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月13日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 大柴 邦彦

記

1 期 日 令和7年2月20日（木）午後2時00分

2 場 所 山梨県自治会館 1階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員（26名）

1 番 金丸 三郎	2 番 戸田 元	3 番 奥秋 保
4 番 土屋 裕紀	5 番 山田 政文	6 番 木内 吉英
7 番 三木 充	8 番 神田 正人	9 番 依田 那津希
11 番 内田 倫弘	12 番 相沢 俊行	13 番 葉袋 正
14 番 高尾 貫	15 番 米山 久志	16 番 山下 利彦
17 番 望月 憲之	18 番 小林 和良	19 番 河住 保茂
20 番 仲井 義晶	21 番 安留 重雄	22 番 天野 弥一
23 番 高村 明成	24 番 三浦 秀康	25 番 三浦 康夫
26 番 中川 勇	27 番 守屋 旭	

不応招議員（1名）

10 番 荻野 陽子

令和7年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年2月20日（木）午後2時00分開会

- | | | |
|--------|--------------------------------|--|
| 日程第1号 | 議員の議席の指定 | |
| 日程第2号 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第3号 | 会期の決定 | |
| 日程第4号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について | |
| 日程第5号 | 議案第1号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第6号 | 議案第2号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7号 | 議案第3号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8号 | 議案第4号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9号 | 議案第5号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10号 | 議案第6号 | 訴えの提起について |
| 日程第11号 | 議案第7号 | 令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第12号 | 議案第8号 | 令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13号 | 議案第9号 | 令和7年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第14号 | 議案第10号 | 令和7年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第14まで議事日程に同じ

出席議員（２６名）

１番 金丸 三郎	２番 戸田 元	３番 奥秋 保
４番 土屋 裕紀	５番 山田 政文	６番 木内 吉英
７番 三木 充	８番 神田 正人	９番 依田 那津希
１１番 内田 倫弘	１２番 相沢 俊行	１３番 薬袋 正
１４番 高尾 貫	１５番 米山 久志	１６番 山下 利彦
１７番 望月 憲之	１８番 小林 和良	１９番 河住 保茂
２０番 仲井 義晶	２１番 安留 重雄	２２番 天野 弥一
２３番 高村 明成	２４番 三浦 秀康	２５番 三浦 康夫
２６番 中川 勇	２７番 守屋 旭	

欠席議員（１名）

１０番 荻野 陽子

地方自治法第１２１条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	大柴 邦彦	副広域連合長	長田 富也
事務局長	田中 康弘	事務局次長	渡邊 滋人
業務課長	萩原 正木	会計管理者	石川 祐実
保健事業担当リーダー	山下 慎介	資格管理担当リーダー	樋川 雄貴
給付担当リーダー	雨宮 幸司		

事務局職員出席者

書記長 深澤 克日 書記 西川 祥子 書記 佐藤 紗世

【開 会】

開会 午後２時００分

●議長（木内吉英）

ただいまから、「令和７年第１回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

【諸般の報告】

●議長（木内吉英）

議員定数２７名のうち、本日の出席議員は２６名でございます。

よって、地方自治法第１１３条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程に入る前に、ご報告申し上げます。

１０番 荻野陽子議員より、欠席の届け出がございました。

次に、地方自治法第２３５条の２第３項及び１９９条第９項の規定に基づく、監査委員からの例月出納検査の報告は、お手元に配布のとおりでございます。

議案説明のため、地方自治法第１２１条の規定により、広域連合長以下、関係職員

の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

【報道機関等の撮影許可】

●議長（木内吉英）

報道機関等から、写真撮影等の申し出がございましたので、これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（木内吉英）

異議なしと、認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

●議長（木内吉英）

ここで、大柴広域連合長から、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、大柴広域連合長。

○広域連合長（大柴邦彦）

皆様、こんにちは。

私は、昨年12月20日に、山梨県後期高齢者医療広域連合長に就任をいたしました大柴邦彦でございます。

どうぞ、皆様、よろしくお願いをいたします。

本日、令和7年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、先般、発表されました本県の人口でありますけれども、79万人を切り、2000年をピークにこの20年程で10万人も減っております。社会増減の影響を除くと、少子高齢化の急速な進行によって、その流れを食い止めることができないほど減少をし、深刻な状況となっております。

この影響をです、直に受けている後期高齢者医療制度では、団塊の世代の移行によりまして、被保険者数が増えるとともに医療費も増大する一方、本制度を支えています皆様、そして国・県・市町村のほか、現役世代の減少によりまして、制度への支援は年を追うごとに増大をしております。

持続可能で大事な社会保障制度となる、この制度の主体となる被保険者は、保険料や医療の窓口負担での応分の負担を、保険者は、また、制度改正への対応や他の制度への拠出負担など、国民全体がこの制度を支えていかなければならないものであります。

今後におきましても、後期高齢者の皆様が住みなれた地域で、安心して医療が受けられ、健やかに暮らせるよう、また、著しい制度等の変化に対応する国の動向を見据えながら、市町村や関係団体等とも緊密に連携を図り、安定的な運営ができるよう、皆様からご支援、ご協力をいただければ幸いです。

今定例会では、「条例の一部改正」の他、「第三者行為に伴う訴えの提起」、「令和6

年度 一般会計及び特別会計補正予算案」、「令和7年度 一般会計及び特別会計予算案」の10議案を、提案をさせていただきます。

何とぞ十分なご審議をいただき、議決を賜りますよう、お願いを申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

皆様、どうぞよろしくお願いをいたします。

【日程第1 議員の議席の指定】

●議長（木内吉英）

それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。

令和6年10月の定例会以降選出されました6名の議員について、会議規則第4条第2項の規定により、5番 大月市選出 山田政文議員、7番 南アルプス市選出 三木充議員、8番 北杜市選出 神田正人議員、10番 笛吹市選出 荻野陽子議員、17番 南部町選出 望月憲之議員、21番 西桂町選出 安留重雄議員の議席を指定いたします。

【日程第2 会議録署名議員の指名】

●議長（木内吉英）

それでは、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、11番 内田倫弘議員、26番 中川勇議員を指名いたします。

【日程第3 会期の決定について】

●議長（木内吉英）

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（木内吉英）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

【日程第4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長（木内吉英）

次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合 議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。

18番 小林和良議員、19番 河住保茂議員を指名いたします。

お諮りいたします。ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（木内吉英）

ご異議ございませんので、ただいま指名いたしました、18番 小林和良議員、19番 河住保茂議員を議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

【日程第5 議案第1号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第5 議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

それでは、議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定内容としましては、懲役及び禁錮を拘禁刑に改める必要がある条例が複数に渡るため、関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。

2ページ、3ページが改正文となります。併せまして、「令和7年第1回定例会 山梨県後期高齢者医療広域連合議案」別冊資料1ページからの新旧対照表もご覧ください。

第1条第1項第1号から第3号の条例中の「懲役」を「拘禁刑」に、第2条の条例中の「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものであります。

条例の施行日につきましては、令和7年6月1日となります。

罰則の適用等に関する経過措置が3点ございます。

1つ目、施行前にした行為の処罰については、従前の処罰を適用すること。

2つ目、他の条例が従前の罰則を適用する場合、改正前の刑法の「懲役」「禁錮」「拘留」のうち、懲役又は禁錮にあっては、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする「有期拘禁刑」とし、拘留にあっては長期及び短期を同じくする「拘留」とすること。

3つ目、会計年度任用職員が本条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑で起訴された者は、拘禁刑として起訴された者とみなされるため、判決が確定するまでは、期末手当の支給が一時差し止めとなること。

なお、本条例の改正につきましては、事前に甲府地方検察庁と協議を行い、同意を得ております。

以上、議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、結構です。挙手全員でございます。

よって「議案第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第6 議案第2号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第6 議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、説明いたします。

議案の4ページをご覧ください。

この条例改正は、令和7年1月16日に公布された「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」により、昨今の物価上昇の影響など、経済動向を踏まえて、低所得者に対する保険料軽減判定所得の基準額引き上げのため、所要の改正を行うものであります。

別冊資料6・7ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の内容は、保険料の均等割額が5割軽減となる対象者の所得判定の基準について、6ページ下から2行目、被保険者数に乗ずる金額「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、2割軽減となる対象者の所得判定の基準について、7ページ中段、被保険者数に乗ずる金額「54万5,000円」を「56万円」に改めるものであります。

この条例の施行期日は、令和7年4月1日となります。

なお、この条例による改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用され、令和6年度分までの保険料については、改正前の内容での適用となりますので、経過措置においてそれを定めるものであります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、結構です。挙手全員でございます。

よって、「議案第2号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第7 議案第3号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第7 議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

それでは、議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

議案の6ページをご覧ください。

「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容といたしましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、会計年度任用職員の地域手当、期末手当、勤勉手当及び給与表を改正するものであります。

7ページ、8ページが改正文となります。併せまして、「議案」別冊資料8ページからの新旧対照表もご覧ください。

それでは、議案の7ページをご覧ください。

第7条第2項中の改正は、会計年度任用職員の地域手当の区分が現行の7級地から5級地に見直されることに伴い、「100分の6」の支給割合から「100分の4」へと見直されたところでありますが、急激な変更による影響を鑑み、1年に1パーセントずつ段階的に引き下げを実施するものであり、令和7年度につきましては、「100分の5」に改めるものであります。

第12条第2項中のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、「100分の122.5」を「100分の125」に改めるものであります。

第12条の4第2項及び第20条の2第2項中の会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を、「100分の102.5」を「100分の105」に改めるものであります。

7ページ中欄から8ページは、事務職、専門職の給料表となっており、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じ、増額の改定をしております。

条例の施行日につきましては、令和7年4月1日となります。

以上で、議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第3号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、結構です。挙手全員でございます。

よって「議案第3号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第8 議案第4号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第8 議案第4号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

それでは、議案第4号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

議案の9ページをご覧ください。

「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容としましては、仕事と育児、仕事と介護を両立できるように、育児や介護を行う職員が柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や勤務環境の整備を図ることを目的に改正するものであります。

10ページ、11ページが改正文となります。併せまして、「議案」別冊資料12ページからの新旧対照表もご覧ください。

それでは、議案の10ページをご覧ください。

第9条第2項中の改正は、子がいる職員からの請求により、災害その他避けることができない臨時勤務を除き、深夜勤務及び時間外勤務をさせてはいけないこととな

っておりますが、子の対象年齢を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡充し、改めるものであります。

同条第4項中の改正は、「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡充することに伴い、「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」という字句自体を、対象要件が変わったことからその字句を削除するものであります。

第16条第1項中の改正につきましては、新たな条項の制定に伴い、配偶者ほか複数の対象者をひとくくりにする字句として、「以下、配偶者等という」を加えるものであります。

第19条の2第1項、第2項は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、任命権者が制度の情報提供や意向の確認、面談の措置を行うことや、面談により不利益な取り扱いを受けることのないよう新たに位置づけるものとなります。

第19条の3は、任命権者が介護両立支援制度等の利用が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施や相談体制の整備、その他介護支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を新たに位置づけるものとなります。

別表の特別休暇基準の特別休暇の種類5の2として、不妊治療休暇と、特別休暇期間5日以内を新たに位置づけるものとなります。

特別休暇の種類11「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」に、子の対象年齢を「小学校就学の始期に達するまでの子」から「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」まで改めるものとなります。

条例の施行日につきましては、令和7年4月1日となります。

なお、経過措置といたしましては、本条例の施行日より後に、時間外勤務を制限するとした場合、請求する日が条例の施行日前であっても、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員も、請求することができるものとなります。

以上、議案第4号「山梨県後期高齢者医療広域連合勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第4号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、結構です。挙手全員でございます。

よって「議案第4号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第9 議案第5号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第9 議案第5号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

それでは、議案第5号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

議案の12ページをご覧ください。

「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容といたしましては、通勤手当支給限度額の改正となります。

13ページが改正文となります。併せて「議案」別冊資料16ページからの新旧対照表もご覧ください。

それでは、議案の13ページをご覧ください。

改正の概要としましては、現行、在来線鉄道等での通勤にかかる支給額の上限額55,000円と新幹線や特急料金、高速道路による通勤にかかる支給額の2分の1、上限額20,000円であった通勤手当を見直し、上限限度額を15万円として、新たに位置づけるものであります。

まず、第3条第2項第1号及び第4号の改正は、在来線鉄道等での通勤にかかる支給額の上限額55,000円を見直すため、該当する字句や影響する字句を加除し、整理するものであります。

続きまして、第3条第3項中「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」について、要件自体を撤廃するため、削除するものであります。

第3条第3項第1号の改正は、新幹線や特急料金、高速道路による通勤にかかる支給額の2分の1、上限額20,000円を見直すため、該当する字句や影響する字句を改め、整理するものであります。

第3条第4項に、通勤手当を見直し、上限限度額15万円として、新たに位置づけるものであります。

条例の施行日につきましては、令和7年4月1日となります。

以上、議案第5号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定」についての説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

これより、議案第5号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号「山梨県後期高齢者医療広域連合職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決すること、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、結構です。挙手全員でございます。

よって「議案第5号」は、原案のとおり可決されました。

【日程第10 議案第6号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第10 議案第6号「訴えの提起」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

議案第6号「訴えの提起について」説明させていただきます。

議案の14ページをご覧ください。

今回の訴訟では、当広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが支払いに応じないため、訴えによりその支払いを求めるものであります。

15ページをご覧ください。

内容につきましては、令和元年10月22日に、当広域連合の被保険者が、片側1車線の直線道路を横断中、相手方が運転する普通乗用自動車に衝突され、受傷し、救急搬送され、入院治療を受けたが、令和5年11月27日死亡するに至った。

その間、令和2年2月、広域連合は、山梨県国民健康保険団体連合会へ第三者行為求償事務を委任したが、これまで解決に至らなかった。

令和3年3月までの症状固定までの金額及び症状固定後の金額の合計金額26,753,710円を相手方に請求したが、支払われなかった。

よって、広域連合は、損保会社が被害者と加害者の過失割合を20対80と主張してきたため、割合を見直すこと、損害賠償金26,753,710円及び本訴えの提起に係る訴状の送達日から支払済に至るまで、年3分の割合による遅延損害金の支払い、訴訟費用の負担を求めるものであります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

これより、議案第6号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

14番 高尾議員。

●14番議員（高尾貫）

この件について、質問させていただきます。市川三郷の高尾でございます。

今説明されたのは、去年、私こんな話をさせていただいたんですけども、この席で。長引くことによって弁護士費用がかかってしまうんですねと、それから年3分という金額が2,600万近い金額にさらには上乘せになってと。早い段階での解決をしないと、なかなか解決しない、できないのではないかと、未払いがずっと続いてしまうっていうことは非常に大変なことになるのではないかなということをお話しさせていただいたような気がするんですけども、その間の調整と言いますか、動きと言いますか、どんな状況なのかお伺いしたいなと。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

昨年質問をいただいたということなんですけども、当然、長引けば損害賠償金、入ってくるのも遅れるということになりますけども、その状況の中で、事故が起きて、届け出を、被害者の方、届け出を受けました。それからですね、広域連合としましては、山梨県国民健康団体連合会の方に第三者行為の求償事務の委任をいたしました。で、相手方、損保会社になるわけなんですけども、折衝してきましたけども、なかなか双方でうまく意見がまとまらず、同意が得られなかったということになっていまして、元年から今の時点までになったわけでございます。

●14番議員（高尾貫）

分かりました。

解決に至る方向と言いますか、それはもちろん裁判関係になりますから、弁護士との関係もありますけれども、やっぱりそこはもう少し、先程の弁護士費用の関係もありますから、事務方で大変ですけれども、促していただければありがたいなという風に思いますね。回答はいりません。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

時間が掛かってしまったということなんですけども、当広域連合としましても、案件出た場合にですね、国保連合会の方とも連携していき、また、損保会社の方とはですね、速やかに折衝して、同意が得られるように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

●議長（木内吉英）

よろしいでしょうか。はい。

他に質疑ございますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、18番 小林議員。

●18番議員（小林和良）

18番、小林です。これ、おそらく前例で色々裁判されると思うんですよね、こういう案件っていうのは。で過去の事例とか、前例っていうのは、同様、似通ったものってありますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

山梨県広域連合としまして、過去、同様の訴訟は1件ありました。令和4年、5年度の段階で、案件を上げております。

また、他県の広域連合の状況ですけれども、同様の訴訟がですね、増加傾向にありまして、給付費用の、医療費、保険給付費がですね、増加をしてる中で、そういった損害賠償金ですね、訴訟していきながら勝ち取っていきいたいなと思っております。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、小林議員。

●18番議員（小林和良）

はい。お聞きしたいのは、その事例からして、判例事例で、要は勝ち取ったという、その事例はあるけれども、結果的にはどのようなものに、他県も含めた判例事例からあるかどうか、確認はされてますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

事例ということでありまして、他県の広域連合の状況、また弁護士の先生にも事前に相談したわけですが、こういった事例は発生しておるところであります。以上です。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

小林議員。

●18番議員（小林和良）

事例があることは分かるんですけども、その判例結果が勝ち取ったっていうかね、そちらになった例っていうのをお聞きしたいんですけど。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、田中事務局局長。

○事務局局長（田中康弘）

ただ今の質問でですね、勝ったかどうかという事例の回答なんですが、特に、症

状固定と言われる、その病状が固定された後の状況で、それぞれケースバイケースということになります。

で、中には、勝訴したケース、中には駄目だったケースもあります。

ただし、今回は、症状固定が、私共考えた中で、しっかり求償できるという事例からの判断をさせていただきまして、今回提訴したところであります。以上です。

●議長（木内吉英）

他に質疑はございますか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしでございます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

はい、討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号「訴えの提起」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、結構です。挙手全員でございます。

よって「議案第6号」は、原案のとおり可決されました。

【日程第11 議案第7号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第11 議案第7号「令和6年度 山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

それでは、議案第7号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について」ご説明いたします。

議案の17ページをご覧ください。

令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千585万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2千552万3千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

18ページから21ページが補正予算書となっておりますが、議案ではなく、「議案」別冊資料に詳細な内容を載せておりますので、こちらでご説明させていただきます。

はじめに歳入についてご説明いたします。別冊資料 24 ページ、25 ページの「歳入事項別明細書」をご覧ください。

1 款「分担金及び負担金」1 項「負担金」1 目「市町村負担金」1 節「事務費負担金」、補正前の額 5 億 6 千 553 万 2 千円、補正額 29 万 3 千円増額し、5 億 6 千 582 万 5 千円とするものであります。

これは、標準システム機器端末を追加で必要としている 12 市町村分の機器更改に伴う増額となります。

2 款「財産収入」1 項「財産運用収入」1 目「利子及び配当金」1 節「利子及び配当金」、補正前の額 1 千円、補正額 10 万 8 千円増額し、10 万 9 千円とするものであります。

これは、金利の上昇に伴う財政調整基金運用利子分の増額となります。

3 款「繰入金」1 項「基金繰入金」1 目「財政調整基金繰入金」1 節「財政調整基金繰入金」、補正前の額 5 千 886 万 6 千円、補正額 3 千 545 万 3 千円増額し、9 千 431 万 9 千円とするものであります。

これは、標準システム機器更改に必要な充当額として、財政調整基金から繰り入れるものであります。

歳入合計、補正前の額 6 億 8 千 966 万 9 千円、補正額 3 千 585 万 4 千円の増、計 7 億 2 千 552 万 3 千円とするものであります。

次に歳出についてご説明いたします。26 ページ、27 ページの「歳出事項別明細書」をご覧ください。

3 款「民生費」1 項「社会福祉費」1 目「老人福祉費」27 節「繰出金」、補正前の額 4 億 3 千 647 万 8 千円、補正額 3 千 574 万 6 千円増額し、4 億 7 千 222 万 4 千円とするものであります。

これは、標準システム機器更改にかかる費用を特別会計へ繰り出すものであります。

4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」24 節「積立金」、補正前の額 6 千 526 万 6 千円、補正額 10 万 8 千円増額し、6 千 537 万 4 千円とするものであります。

これは、金利の上昇に伴い財政調整基金運用利子分を増額し積み立てるものであります。

歳出合計、補正前の額 6 億 8 千 966 万 9 千円、補正額 3 千 585 万 4 千円の増、計 7 億 2 千 552 万 3 千円とするものであります。

以上で、議案第 7 号「令和 6 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について」の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第 7 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号「令和6年度 山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

結構です。挙手全員でございます。

よって「議案第7号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第12 議案第8号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第12 議案第8号「令和6年度 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

議案第8号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、説明いたします。

議案の23ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5千885万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千207億1千393万9千円とするものであります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、28ページの第2表「繰越明許費」で、訴訟の終結日が不明であるため、第三者行為求償事務34万8千円を設定するものであります。

24ページから28ページまでが補正予算書となっておりますが、議案別冊資料で主なものを説明させていただきます。

はじめに歳入になります。

別冊資料34・35ページをご覧ください。

1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」1目「保険料等負担金」1節、8千271万2千円の増額は、保険料負担金見込額の増額によるものであります。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」5千746万8千円の増額は、療養給付費負担金見込額の増額によるものであります。

2項「国庫補助金」5目「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」1節、3千574万6千円の減額は、補助金の対象外経費を減額したためであります。

3款「県支出金」1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」1千915万6千円の増額は、療養給付費負担金見込額の増額によるものであります。

4款「支払基金交付金」1項・1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」9千814万8千円の増額は、交付金見込額の増額によるものであります。

7款「繰入金」1項「一般会計繰入金」1目・1節「事務費繰入金」3千574万6千円の増額は、標準システム機器更改に伴う事務費の増額によるものであります。

次に歳出になります。

38・39ページをご覧ください。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」2目「訪問看護療養費」18節「負担金、補助及び交付金」1億9千300万円の増額は、看護利用増加によるものであります。

6目「療養費」18節「負担金、補助及び交付金」5千100万円の増額は、治療用装具、柔道整復師の施術に係る療養費などの増額改定によるものであります。

40・41ページにまたがりますが、4款「特別高額医療費共同事業拠出金」1項・1目・18節「負担金、補助及び交付金」1千392万9千円の増額は、拠出金の確定によるものであります。

以上で、議案第8号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第8号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号「令和6年度 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、結構です。挙手全員でございます。

よって「議案第8号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第13 議案第9号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第13 議案第9号「令和7年度 山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

それでは、議案第9号「令和7年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」ご説明いたします。

議案の29ページをご覧ください。

令和7年度山梨県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9千647万9千円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

30ページ、31ページが予算書となっておりますが、議案ではなく、「議案」別冊資料に詳細な内容を載せておりますので、こちらでご説明させていただきます。

初めに、歳入についてご説明いたします。別冊資料の48ページ、49ページの「歳入事項別明細書」をご覧ください。

1款「分担金及び負担金」1項「負担金」1目「市町村負担金」1節「事務費負担金」5億9千630万6千円は、構成27市町村から事務費共通経費と12市町村からの標準システム機器端末の追加設備分の負担金の経費となります。

前年度と比較し、増額となっている理由といたしましては、公金にかかる振込手数料、郵便料などの増額に伴い、市町村負担金が増額するためであります。

2款「財産収入」1項「財産運用収入」1目「利子及び配当金」1節「利子及び配当金」5万円は、財政調整基金運用預金利子であります。

前年度と比較し、増額となっている理由といたしましては、金利上昇に伴い、財政調整基金運用利子が増額するためであります。

3款「繰入金」1項「基金繰入金」1目「財政調整基金繰入金」1節「財政調整基金繰入金」1千円は、基金繰入について未定のため、科目設定として計上しております。

前年度と比較し、減額となっている理由といたしましては、令和6年度の標準システム機器更改に伴い、財政調整基金を繰り入れることがなくなるため、減額となっているものであります。

4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」1節「繰越金」1千円は、令和6年度の決算における剰余分となります繰越金が未定のため、科目設定として計上しております。

5款「諸収入」1項「預金利子」1目「預金利子」1節「預金利子」12万円は、預金の運用利子となります。

前年度と比較し、増額となっている理由といたしましては、金利上昇に伴い、一般会計運用利子が増額するためであります。

2項「雑入」1目「雑入」1節「雑入」1千円は、雑入が未定のため科目設定として計上しております。

歳入合計は、5億9千647万9千円となります。

引き続きまして、歳出についてご説明いたします。50ページ、51ページの「歳出事項別明細書」をご覧ください。

1款「議会費」1項「議会費」1目「議会費」123万6千円は、広域連合議会に要する費用を計上しております。

内容といたしましては、議員27名の報酬及び費用弁償、定例会2回、臨時会1回の議会開催費用等であります。

前年度と比較し、増額となっている理由といたしましては、2年に1度の保険料改定時期となるため、臨時議会開催による費用を増額しているものであります。

2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、1億8千607万1千円を計上しております。

広域連合の職員の給与や手当、施設使用料、内部情報システムなど総務事務全般に係る経費となります。

51ページの右側の説明欄をご覧ください。1目「一般管理費」は、「01一般管理事務」から53ページの「05情報管理事務」の5つの事業に分けて、記載しております。

51ページにお戻りください。

「01一般管理事務」事業は、広域連合職員の給与負担金や手当などの一般事務にかかる経費であります。1億5千177万7千円を計上しております。

主なものといたしましては、派遣職員20名の給与と手当となります。

「02文書管理事務」事業は、情報公開・個人情報保護審査会及び文書管理に要する経費であります。160万4千円を計上しております。

53ページをご覧ください。

主なものといたしましては、条例等整備にかかるシステム委託料であります。

「03財務管理事務」事業は、財務会計及び公会計システム運用に要する経費であります。968万9千円を計上しております。

主なものといたしましては、公金収納、支出に伴う取扱手数料や財務会計システム等の負担金であります。

「04財産管理事務」事業は、広域連合の施設や公用車の財産管理に要する経費であります。914万4千円を計上しております。

主なものといたしましては、事務室使用料、自治会館共益費や電気料、電話機器の購入であります。

「05情報管理事務」事業は、広域連合の内部情報系システムに要する経費であります。1千385万7千円を計上しております。

主なものといたしましては、内部情報系システム等運用保守業務委託料やリース料、インターネットセキュリティ向上のための対策費であります。

続きまして、2款「総務費」1項「総務管理費」2目「公平委員会費」は、公平委員会の活動にかかる費用として、3万円を計上しております。

内容といたしましては、委員3名の報酬及び費用弁償であります。

54ページ、55ページをご覧ください。

2款「総務費」2項「選挙費」1目「選挙管理委員会費」は、選挙委員会の活動にかかる費用として、3万9千円計上しております。

内容といたしましては、委員4名の報酬及び費用弁償であります。

2款「総務費」3項「監査委員費」1目「監査委員費」は、監査委員2名の活動にかかる費用として、32万8千円計上しております。

内容といたしましては、委員2名による例月監査などにかかる報酬及び費用弁償であります。

3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」は、標準システムの環境構築にかかる費用や国保連合会への委託事務費、会計年度任用職員の給与など特別会計の業務に必要な事務的経費を特別会計へ繰り出す費用として、4億772万4千円計上しております。

前年度と比較し、減額となっている理由といたしましては、令和6年度の標準システム機器更改に伴い、特別会計への繰り出しがなくなるため、減額しているものであります。

4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」は、財政調整基金の運用利子及び前年度決算剰余金の一部を同基金に積み立てる経費として、5 万 1 千円計上しております。

前年度と比較し、増額となっている理由といたしましては、金利上昇に伴う財政調整金運用利子が増額するためであります。

5 款「予備費」1 項「予備費」1 目「予備費」は、予定外の支出や超過した支出に対応するための経費として、100 万円を計上しております。

5 6 ページ、5 7 ページをご覧ください。歳出合計は、5 億 9 千 647 万 9 千円となります。

以上で、議案第 9 号「令和 7 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

これより、議案第 9 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号「令和 7 年度 山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、結構です。挙手全員でございます。

よって「議案第 9 号」は、原案のとおり可決されました。

【日程第 1 4 議案第 1 0 号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第 1 4 議案第 1 0 号「令和 7 年度 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

議案第 1 0 号「令和 7 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、説明いたします。

議案の 3 3 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 千 217 億 3 千 934 万 7 千円と定めるものであります。前年度と比較し、25 億 8 千 48 万 4 千円の増額、2. 1 7 パーセントの増加となっております。

特別会計は、主に医療の給付に関する収支であり、増額の主な内容は、被保険者数の増加、医療技術の高度化及び高額化に伴う保険給付費などの増加を見込んだものであります。

議案は34ページ、別冊資料の68・69ページも併せてご覧ください。

1千億円以上という規模であるため、歳入については、項において予算額が1億円以上の項目を主に説明します。

1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」245億2千428万7千円、対前年度比8億9千40万5千円の増になります。

増額の主な理由は、被保険者数の増加などによるものであります。

2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」288億4千357万5千円、対前年度比5億5千9万3千円の増になります。

増額の主な理由は、被保険者数の増加などに伴う療養給付費などの増額によるものであります。

2項「国庫補助金」94億8千36万4千円、対前年度比3億2千376万3千円の減になります。

減額の主な理由は、普通調整交付金などの減額によるものであります。

3款「県支出金」1項「県負担金」100億6千135万1千円、対前年度比2億233万9千円の増になります。

増額の主な理由は、被保険者数の増加などに伴う療養給付費などの増額によるものであります。

議案別冊資料70・71ページをご覧ください。

4款「支払基金交付金」1項481億1千686万4千円、対前年度比12億7千578万6千円の増になります。

増額の主な理由は、被保険者数の増加などに伴う療養給付費などの増額によるものであります。

7款「繰入金」1項「一般会計繰入金」4億772万4千円、対前年度比2千875万3千円の減になります。

減額の主な理由は、標準システム導入経費皆減に伴う一般会計繰入金の減額によるものであります。

議案別冊資料は72・73ページをご覧ください。

10款「諸収入」3項「雑入」1億6千110万1千円、対前年度比470万円の減になります。

減額の主な理由は、不当利得などの徴収金の減額によるものであります。

歳入合計は、1千217億3千934万7千円となります。

議案は35ページ、議案別冊資料74・75ページをご覧ください。

歳出についても、項において予算額が1億円以上の項目を主に説明いたします。

1款「総務費」1項「総務管理費」4億4千872万2千円、対前年度比7千838万2千円の減になります。

減額の主な理由は、標準システム導入経費の皆減によるものであります。

別冊資料は76・77ページをご覧ください。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」1千124億8千496万5千円、対前年度比29億746万5千円の増になります。

増額の主な理由は、被保険者数の増加に伴う療養給付費の増額によるものであり

ます。

別冊資料 82・83 ページをご覧ください。

2 項「高額療養諸費」76 億 3 千万円、2 億 4 千 600 万円の減になります。

減額の主な理由は、令和 6 年度当初予算の見込みに対し、高額療養費の伸び縮減に伴う減額によるものであります。

別冊資料 84・85 ページをご覧ください。

3 項「その他医療給付費」4 億 8 千 4 万円、984 万円の増となります。

増額の主な理由は、被保険者数の増加に伴う葬祭費の増額によるものであります。

別冊資料 86・87 ページをご覧ください。

6 款「保健事業費」1 項「健康保持増進事業費」3 億 7 千 596 万 7 千円、対前年度比 1 千 346 万 7 千円の減になります。

減額の主な理由は、令和 6 年度当初予算の見込みに対して、所要額を精査したことによるものであります。

8 款「公債費」1 項「県財政安定化基金償還金」1 億 3 千 300 万円、対前年度比 200 万円の減になります。

減額の主な理由は、県財政調整基金償還金の減額によるものであります。

別冊資料 88・89 ページをご覧ください。

歳出合計は 1 千 217 億 3 千 934 万 7 千円となります。

以上で、議案第 10 号「令和 7 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の説明を終わります。よろしく願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

これより、議案第 10 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、14 番 高尾議員。

●14 番議員（高尾貫）

2 点教えてください。

1 点目は、いわゆる 2025 年問題で、団塊の世代がいよいよ後期高齢者に入ってくるわけでございますけれども、先程来から増加したという話が出ておりますけれども、どのくらいの人数が、これから先、令和 7 年度、8 年度まで 5 年ぐらい続きますから、もし資料がなければ結構ですけれども、分かる範囲で教えていただければ結構です。

それからもう 1 点、健康増進事業ってのがありますけれども、この健康増進事業というのはもう少し具体的に、2 億円近く使ってるんですけども、どの程度のことが行われているのか、各市町村ではどういうこれを受け止めをしているのか、その連携も含めて説明いただければと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず、被保険者数のどのぐらいかということなんですけども、令和 7 年度に団塊世

代の方々がちょうど75歳以上になりまして、後期高齢者医療の被保険者になろうかと思えます。

ここ数年は約4千人増加しております。7年度をピークにしてですね、8年度からだんだん徐々に減ってくるのではないかと考えられます。

それから、健康増進事業ということでございます。

その他の健康増進事業にあります、約2億円予算計上しておりますけども、保健事業と介護予防の一体的実施事業業務委託、これが主なものとなります。それから、7年度新規事業といたしまして、市町村別健康状況データ分析業務委託、それから、服薬情報通知、適正服薬勧奨事業委託などを予定しております。以上です。

●議長（木内吉英）

はい、他に質疑はございますか。質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号「令和7年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、結構です。挙手全員でございます。

よって「議案第10号」は、原案のとおり可決されました。

【条項、字句等の整理】

●議長（木内吉英）

これをもちまして、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしました。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものにつきましては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長（木内吉英）

異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました各案件の整理につきましては、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長（木内吉英）

ここで閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会は、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。

心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

以上をもちまして、「令和7年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3 時 2 6 分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 木 内 吉 英

署名議員 内 田 倫 弘

署名議員 中 川 勇